

災害にあわれた方へ

1 税金の減免等

(1) 特別住民税・住民税の減免

- ア 被害の程度により、減免制度の適用対象となりますので、ご相談ください。
納期限到来前かつ未納付の税額が対象です。所得により制限があります。
- イ 納税にお困りの方は、徴収の猶予や分割納付の方法もありますので、ご相談ください。

(2) 所得税（国税）

所得税法による雑損控除の方法又は災害減免法による所得税の軽減免税による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税を軽減できる場合があります。また、納税の猶予が認められる場合があります。

2 国民健康保険税の一部免除

被害の程度等により、保険税の減免を受けられることがありますので、ご相談ください。

3 後期高齢者医療保険料の減免

災害により受けた損害の程度により、保険料が減免となる場合があります。なお、世帯の合計所得金額によっては、減免されない場合がありますので、ご相談ください。

4 国民年金保険料の納付免除

災害等によって財産に相当な被害を受け、保険料の納付が困難となった場合は、ご本人からの申請に基づき保険料の納付が免除される制度がありますので、ご相談ください。

5 介護保険料・利用者負担の減免

被害の程度により、保険料や利用者負担の減免制度の適用対象になる場合がありますので、ご相談ください。

6 保育料の減免

被害の程度により、減免制度の適用対象になる場合がありますので、ご相談ください。

7 融資・貸付等

(1) 応急福祉資金の貸付

[貸付対象] 災害により損壊した住宅又は家財の修繕等に要する費用

(2) 産業融資

利子補給の優遇加算の対象となる場合がありますので、ご相談ください。

8 その他

(1) 廃棄物・ごみ処理について

- ア 住民課にご相談ください。
- イ 事業者の方は、産業廃棄物処理業者に、ご相談ください。

(2) 家屋の消毒相談

床下浸水等で家屋内の消毒方法についてお困りの場合、住民課にご相談ください。

※ 罹災（り災）証明書の発行

- (1) 地震、風水害：町内全域を住民課(0136-33-2211)で発行します。
- (2) 相談窓口が不明等、お困りの場合は、まちづくり振興課(0136-33-2211)にお問い合わせください。

罹災（り災）証明書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	

罹災原因	年 月 日の	による
------	--------	-----

被災住家※の所在地	
住家※の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない（一部損壊）
(追加記載事項欄②)	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住家の応急修理等の対象となる生家）

(追加記載事項欄③)	
------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

喜茂別町長

罹災証明申請書

_____市(区・町・村)長

_____年 月 日

申請者 (世帯主)	住 所	電話番号
	(現在の連絡先)	電話番号
	(ふりがな) 氏 名	

窓口に 来られた方 (申請者と 同じ場合は 記入不要)	住 所	電話番号
	(ふりがな) 氏 名	申請者との関係

罹災原因	_____年 月 日の _____による
------	----------------------

被災住家※の 所在地 (申請者住所と 同じ場合は 記入不要)	
--	--

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のことをいいます(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)。

住家の被害	<input type="checkbox"/> 浸水被害(<input type="checkbox"/> 床上 <input type="checkbox"/> 床下) <input type="checkbox"/> その他被害(以下に記入)
-------	--

(追加項目)	(留意事項2を参考に、必要な項目があれば追加してください。)
--------	--------------------------------

【留意事項1】

(項目の削除)

- 1 項目の削除も可能ですが、「申請者（世帯主）」、「罹災原因」及び「被災住家の所在地」は罹災証明書の統一様式における証明事項となっているため、これらの項目は削除しないでください。

(項目の追加)

- 2 次ページ(留意事項2)を参考に、必要と考えられる記載項目を、適宜、追加してください。記載順や追加する項目数は任意です。

(項目の編集)

- 3 申請者欄への生年月日の追加、罹災原因欄への災害名称の記入、記入欄の大きさ又は線の太さの変更、詳細な説明の追加等は可としますが、レイアウトを大きく変更しないでください。

(写真を活用した被害区分の判定)

- 4 下記の場合には、申請者から提出された添付写真等を確認することにより、現地調査を経ずに被害区分を判定することが可能です。写真により被害区分を判定する場合は、次のページ(例1)の「写真による被害区分の判定」欄を追加してください。

(現地調査を省略できる場合)

- (1) 地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判定できる場合
(参考1「外観による判定 一見して住家全部が倒壊」等の例示参照)
- (2) 水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合
(申請者の合意に基づく自己判定方式(※)による一部損壊の判定を行う場合)
- (3) 参考3「被害が軽微なものの取扱い」参照)

(※) 自己判定方式とは、「準半壊に至らない(一部損壊)の被害であることについて被災者が合意する場合に、被災者が撮影した写真に基づき被害区分を判定する方式(現地での被害認定調査は省略)を指す

写真による判定を行う場合、どのような場合に写真による判定が可能であるかを別途周知するとともに、住家が申請者の居住家屋であることが分かるように、表札を含む住家の写真を撮影する等、申請用の写真を撮影する際のポイント等も併せて周知するようにしてください。

なお、被災者に過度な負担とならないように、申請時の写真や図面などの添付・掲示を必須としないようにご留意ください。

【留意事項2】(追加項目の記載例(例示であり、これらに限りません))

(例1)写真による被害区分の判定

写真による被害区分の判定(※)	<input type="checkbox"/> 希望する(写真を添付)
	<input type="checkbox"/> 希望しない

※ 下記の場合には、現地調査を省略し、写真により被害区分を判定することが可能です。写真による判定を希望する場合は、「希望する」欄にチェックをしてください。

- 1 地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判定できる場合
- 2 水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合
- 3 申請者の合意に基づく自己判定方式による一部損壊の判定を行う場合
(「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない(一部損壊)」の6つの被害区分のうち、「準半壊に至らない(一部損壊)」の判定となります)

※ 添付された写真から被害の程度が判断できない場合には、必要に応じて現地調査を行うことがあります。写真による被害区分の判定を希望しない場合は、写真の添付は必須ではありません。

(例2)被災住家の世帯構成員

被災住家の世帯構成員	氏名	続柄	生年月日	性別	備考
		世帯主	年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		

(例3)住家以外の被害

住家以外の被害	
---------	--

(例4)罹災証明書の必要枚数

罹災証明書の必要枚数	枚
------------	---

(例5)罹災証明書の使用目的

罹災証明書の使用目的	
------------	--

(例6)被災住家に関する情報の内部利用の同意確認

住家に関する情報の内部利用同意	<p>被害認定調査を迅速に行うため、固定資産課税台帳等に記載された建物の所在・地番、床面積、構造、図面といった情報を利用する場合があります。</p> <p style="text-align: right;"><input type="checkbox"/> 確認しました</p>
-----------------	--

(例7)罹災証明書の交付方法

罹災証明書の交付方法	<input type="checkbox"/> 郵送(住所:)
	(宛先:)
	<input type="checkbox"/> 窓口(庁舎)
	<input type="checkbox"/> ()避難所

(記入例)

罹災証明申請書

〇〇

市(区・町・村)長

令和〇年 〇〇月 〇〇日

申請者 (世帯主)	住 所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	電話番号	000-000-0000
	(現在の連絡先) 同上	電話番号	同上
	(ふりがな) 〇〇〇 〇〇〇 氏 名 〇〇 〇〇	<div style="border: 2px dashed red; padding: 5px; display: inline-block;"> ※追加可能 生年月日 平成〇年〇月〇日 </div>	

窓口に 来られた方 (申請者と 同じ場合は 記入不要)	住 所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	電話番号	000-000-0000
	(ふりがな) 〇〇〇 〇〇〇 氏 名 〇〇 〇〇	申請者との関係 子	

罹災原因	令和〇年 〇月 〇日の	大雨	による
------	-------------	----	-----

被災住家※の 所在地 (申請者住所と 同じ場合は 記入不要)	〇〇市〇〇町△丁目△番△号
--	---------------

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のことをいいます(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)。

住家の被害	<input checked="" type="checkbox"/> 浸水被害(<input checked="" type="checkbox"/> 床上 <input type="checkbox"/> 床下) <input checked="" type="checkbox"/> その他被害(以下に記入) 〇〇市〇〇町△丁目△番△号
写真による 被害区分の 判定(※)	<input checked="" type="checkbox"/> 希望する(写真を添付) <input type="checkbox"/> 希望しない

※下記の場合には、現地調査を笑楽し、写真により被害区分を判定することが可能です。写真による判定を希望する場合は、「希望する」欄にチェックをしてください。

- 地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判定できる場合
- 水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合
- 申請者の合意に基づく自己判定方式による一部損壊の判定を行う場合
(「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない(一部損壊)」の6つの被害区分のうち、「準半壊に至らない(一部損壊)」の判定となります)

※添付された写真から被害の程度が判断できない場合には、必要に応じて現地調査を行うことがあります。写真による被害区分の判定を希望しない場合は、写真の添付は必須ではありません。

木造・プレハブ[地震による被害]第1次調査

外観による判定

1 一見して住家全部が倒壊



2 一見して住家全部が流出又はずれ落ち



水害における住家の被害認定調査の浸水深判定について

戸建て1～2階建ての木造・プレハブ※1の場合、浸水深による簡易な判定が可能（被災者からの申請により、第2次調査及び再調査として、住家内へ立入り、詳細な調査を行うことも可能）

浸水深	R6.5新設	外力が作用する場合※2
	判定	
床上1.8m以上	大規模半壊	全壊
床上1m以上1.8m未満	中規模半壊	大規模半壊
床上0.5m以上1m未満	半壊	中規模半壊
床上0.1m以上0.5m未満		半壊
床上0.1m未満	準半壊	
床下浸水		一部損壊

※1 在来工法（軸組工法）による木造住宅、枠組壁工法による住宅、木質系プレハブ住宅、鉄骨系プレハブ住宅を指す。

※2 津波や河川の氾濫に伴う水流やがれきの衝突等により外壁及び建具が破壊されている場合

被害が軽微なものの取扱い

- 1 被害が軽微で明らかに「準半壊に至らない(一部損壊)」に該当する物件については、自己判定方式を採用して調査を簡素化する、あるいは現地調査そのものを行わないことも考えられます。
- 2 自己判定方式を実施することで、「準半壊に至らない(一部損壊)」に該当する住家の被害認定調査の事務手続を軽減することができるため、結果的に罹災証明書の交付の迅速化につながります。
 ただし、自己判定方式は申請者が「準半壊に至らない(一部損壊)」の被害であることに合意できることが前提となるため、合意が得られない場合や、被災した住家を撮影した写真からだけでは、被害が軽微で明らかに「準半壊に至らない(一部損壊)」と判断ができない場合は、通常の現地調査を実施し、その結果に基づいて判定を行うこととなります。
 なお、受付窓口で写真を基に「準半壊に至らない(一部損壊)」と判断できるかどうかを判断する必要があるため、受付窓口の担当者も被害認定調査に関する基本的な知識等を身につけておくことが必要となります。
 また、特に水害等の被害の場合は住民が発災直後から片付けを行うことが多いため、あらかじめ被災状況を写真撮影しておくよう広報しておくことも重要となります。
 (自己判定方式を行わない場合でも現地調査時に活用するため、必要となります。)
 (「住家の被害認定調査における写真撮影に係る留意事項について」(令和2年7月5日付け事務連絡内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者生活再建担当通知))
- 3 自己判定方式を実施する場合には、その申請にあたって以下に示すような写真等の添付書類が必須となりますが、自己判定方式を実施しない場合には、同様の添付書類を必須とする必要はありません。被災者負担の観点からも添付書類を必須としないよう留意してください。
- 4 自己判定方式は、具体的には以下のような手順で実施します。

①自己判定方式 実施の広報	自己判定方式を実施する場合、被災者に対して自己判定方式を実施する旨を広報します。その際以下の点を明らかにしておきます。 ー自己判定方式が実施できる条件(準半壊に至らない(一部損壊)程度の被害で自ら結果に合意できる など) ー自己判定方式の申請書類等の受付窓口 ー自己判定方式による申請受付の開始時期
------------------	--

②申請書類等の配付	自己判定方式を実施する場合、被災者に対して、申請書類を配付します。 －申請に必要な書類等について説明した書類 －申請書類の記載方法や写真の撮影方法等が分かる書類 等
③申請の受付	罹災証明書に係る窓口等で、申請を受け付けます。申請を受け付けた後、申請書類の内容を確認し、明らかに「準半壊に至らない(一部損壊)」程度の被害であることを確認でき、本人の同意が得られれば被害の程度が「準半壊に至らない(一部損壊)」の罹災証明書を交付します。

5 適正に自己判定方式を実施するためには、申請書の他、被害状況がわかる写真が必要となります。また、被災した住家の図面があれば、被害状況の確認に役立ちます。

①申請書類	申請書類は以下の情報が記載できるようにします。その際、罹災証明書等交付申請書の内容も含むようにします。 －申請者の住所・氏名及び被災した住家の所在地 －建物の配置状況 －被害の部位及び箇所
②被害状況のわかる写真	－建物の全景（周囲4面、4枚以上） －表札 －被害を受けた部位について、その内容が明らかになるような写真
③被災した住家の図面（あれば）	－配置図、平面図、立面図 など

参考：自己判定方式の活用により調査件数を大幅に減少させた事例(千葉県香取市)

罹災証明書の交付を行った件数のうち、約9割を自己判定方式で対応することができ、現地調査件数を大幅に減少させることができた。

参考：被害が軽微な場合に現地調査を行わないこととした事例(埼玉県越谷市)

ガラスの破損のみである等「半壊に至らない」場合は写真の確認のみで現地調査を行わない場合もあった。

参考：写真の確認により「半壊に至らない」の罹災証明書を交付した事例(長野県長野市)

平成26年11月の長野県神城断層地震によって生じた被害の状況に対する証明書のうち、住家や物置等が「半壊に至らない」の被害を受けたことにより共済の見舞金等の請求に必要なものについては、下記の書類提出により、罹災証明書を交付した。

(必要なもの)

罹災証明書等交付申請書

被害状況がわかる写真（カラー印刷可）

建物等の図(手書きで結構です。どこが被害を受けたかがわかるように図で示してください)

被災証明書交付申請書

令和 年 月 日

喜茂別町長 宛

申請者 所在地 電話番号

事業所名

(役職)

代表者名 (氏名) 印

※申請書は、本人の自署または押印をお願いします。

下記のとおり、災害等により被害を受けたので、被災証明書の交付を申請します。

被災した日

災害の種類 1 地震・火災 2 風水害 3 その他 ()

※該当するものに○

被災事業所名

被災事業所の
所在地

被害を受けた(機械・設備・商品等を含む)とその内容を完結に記載

被害の状況	
証明書の 使用目的	

添付書類

- ・被害の状況を示す写真
(被害を受けたものの全体像、損害部分の拡大画像など複数枚提出してください。)

被災届出証明書交付申請書

令和 年 月 日			
喜茂別町長 宛			
申請者	住所		
	氏名		電話
被災場所	喜茂別町		
被災年月日	令和 年 月 日	時頃	
被災原因			
被災状況 (具体的に)	被災物件 <input type="checkbox"/> 建物 <input type="checkbox"/> 構築物(堀、門扉、カーポート等) <input type="checkbox"/> 車両 <input type="checkbox"/> 家財等 <input type="checkbox"/> その他 ()		
使用目的			必要枚数 枚
	提出先		
添付書類	<input type="checkbox"/> 被災状況がわかる写真 <input type="checkbox"/> 写真で被災状況が判明しにくい場合は、修理の見積書など		
被災届出証明書			
上記のとおり、被災の届出があったことを証明します。			
令和 年 月 日			
喜茂別町長			